

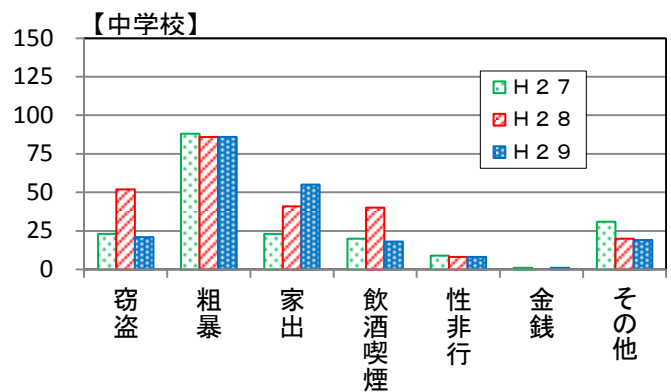
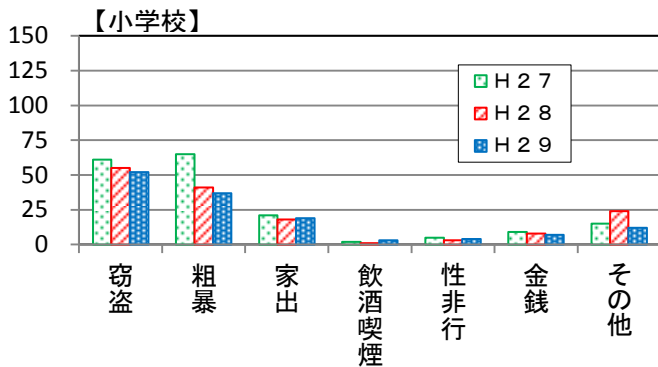
平成29年度 問題行動、不登校及びいじめの実態について

1 問題行動

〈 問題行動発生件数【指導課問題行動報告集計より】 〉

年度	校種	窃盗	粗暴	家出	飲酒喫煙	性非行	金銭	その他	小計	合計
H27	小	61	65	21	2	5	9	15	178	373
	中	23	88	23	20	9	1	31	195	
H28	小	55	41	18	1	3	8	24	150	397
	中	52	86	41	40	8	0	20	247	
H29	小	52	37	19	3	4	7	12	134	342
	中	21	86	55	18	8	1	19	208	

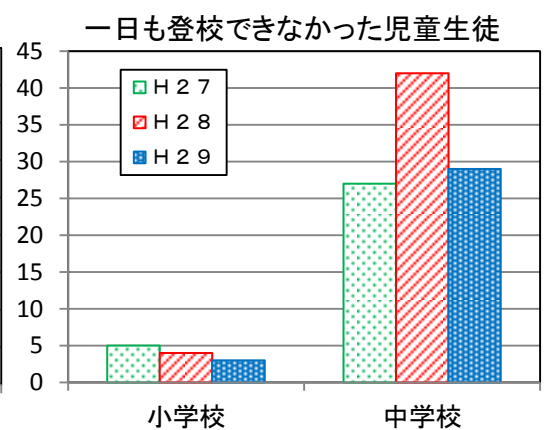
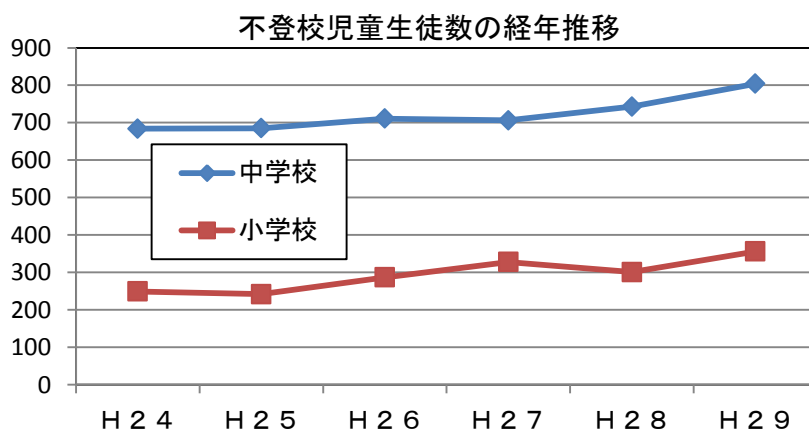
「その他」の内訳は、「不健全娯楽遊び」、「ネットトラブル」、「建造物侵入」、「火遊び」などである。



- 傾向
- ・小学校は、発生件数が昨年度より11%減少している。いずれの項目においても減少傾向であるが、「家出」が微増している。
  - ・中学校は、発生件数が昨年度より16%減少している。「窃盗」「飲酒喫煙」は大幅に減少しているが、「家出（無断外泊・深夜徘徊）」が増加傾向にある。
- 対応
- ・問題行動に対して、学校だけでなく、家庭や地域及び警察等の関係機関との連携をより強くして、児童生徒への指導支援に努める。
  - ・学校では、教職員全体で生徒指導體制を構築するとともに、児童生徒の規範意識の伸長を促す生徒指導を進めていく。

2 不登校

〈 不登校児童生徒数・一日も登校できなかった児童生徒数【指導課定期調査より】 〉



年度	校種	不登校児童生徒数	不登校児童生徒出現率	一日も登校できなかった児童生徒数
H27	小	328	0.75%	5
	中	706	3.35%	27
H28	小	301	0.70%	4
	中	743	3.54%	42
H29	小	356	0.82%	3
	中	804	3.87%	29

- 傾向 ・不登校児童生徒数は、前年度比小学校では約18%増加、中学校では約8%増加している。  
 ・一日も登校できなかった児童生徒数は、小・中学校ともに減少している。  
 ・小学校は「家庭に係る状況」、中学校は「無気力」「友人関係」が主な要因である。
- 対応 ・月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」と考え、教職員が本人や保護者と関わり合い、初期段階から積極的に対応していく。  
 ・学校ではサポートチームを結成し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療等の専門的な見立てを学校の支援に生かしながら対応していく。  
 ・適応指導教室（8教室）や校内適応指導教室等への通級を促し、一日も出席できない児童生徒の減少を継続して進めていく。

#### 不登校の定義

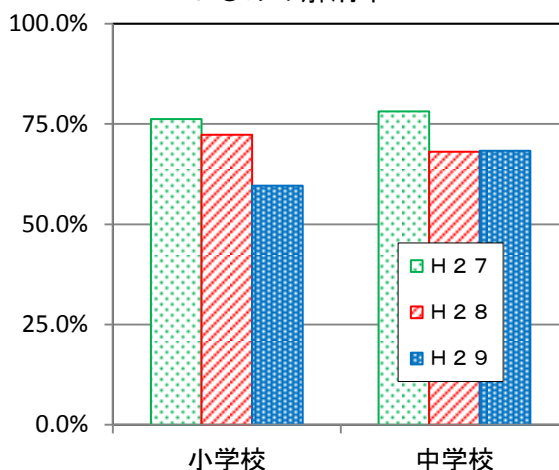
- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

### 3 いじめ

〈いじめの認知件数・解消件数・解消率【指導課定期調査より】〉

年度	校種	認知件数	解消件数	解消率
H27	小	854	651	76.2%
	中	549	429	78.1%
H28	小	860	622	72.3%
	中	589	401	68.1%
H29	小	851	507	59.6%
	中	546	373	68.3%

いじめの解消率



- 傾向 ・小・中学校ともに、認知件数に大きな変化は見られない。解消率は、低下している。これは、安易に「解消」と判断せずに、日常的な観察を継続しているためである。  
 ・いじめの態様について、「冷やかす・悪口」が多く、全体の半数を占めている。
- 対応 ・「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、いじめを許さない学校づくりを進め、児童生徒による小さなサインを見逃さないよう生徒理解に努める。  
 ・初期段階のものも含めて積極的にいじめを認知し、校内の「いじめ対策委員会」を中心として、早期対応を進めていく。

#### いじめとは

- ・「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 平成25年6月制定】

- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の立場（主観主義）に立って、「いじめられていると感じる」ものをすべて、認知数として調査している。
- ・「いじめの解消」とは、いじめが止まっている状態が継続（3か月が目安）し、被害者が心身の苦痛を感じていないことが条件である。